

議案第69号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
次のとおり三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年6月10日

三朝町長 吉田 秀光

平成17年6月17日 原案可決
三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年三朝町条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改める。

職 階	平 償 額			
	17年10月1日現在	17年10月1日現在	17年10月1日現在	17年10月1日現在
1級	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
2級	800,000	800,000	800,000	800,000
3級	600,000	600,000	600,000	600,000
4級	400,000	400,000	400,000	400,000
5級	200,000	200,000	200,000	200,000
6級	100,000	100,000	100,000	100,000
7級	50,000	50,000	50,000	50,000
8級	25,000	25,000	25,000	25,000
9級	12,500	12,500	12,500	12,500
10級	6,250	6,250	6,250	6,250
11級	3,125	3,125	3,125	3,125
12級	1,562	1,562	1,562	1,562
13級	781	781	781	781
14級	390	390	390	390
15級	195	195	195	195
16級	97	97	97	97
17級	48	48	48	48
18級	24	24	24	24
19級	12	12	12	12
20級	6	6	6	6
21級	3	3	3	3
22級	1	1	1	1

改正後							改正前						
別表（第2条関係） 退職報償金支給額表							別表（第2条関係） 退職報償金支給額表						
階級	勤務年数						階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上		5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
団長	189,000	294,000	409,000	544,000	729,000	929,000	団長	189,000	294,000	409,000	544,000	729,000	929,000
副団長	179,000	279,000	379,000	484,000	659,000	859,000	副団長	179,000	279,000	379,000	484,000	659,000	859,000
分団長	169,000	266,000	361,000	461,000	609,000	799,000	分団長	169,000	264,000	359,000	459,000	609,000	799,000
副分団長	164,000	251,000	336,000	426,000	574,000	759,000	副分団長	164,000	249,000	334,000	424,000	574,000	759,000
部長及び班長	154,000	231,000	306,000	386,000	514,000	684,000	部長及び班長	154,000	229,000	304,000	384,000	514,000	684,000
団員	144,000	214,000	284,000	359,000	469,000	639,000	団員	144,000	214,000	284,000	359,000	469,000	639,000

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成17年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 平成17年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。